

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	1
政治団体の名称	1
代表者氏名	1
会計責任者氏名	1
主たる事務所の所在地	1
届出年月日	1

湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第二十五条第一項の規定により、流出水対策地区として、大瀧村全域を指定する。

平成二十年一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成二十年一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

公 告

平成二十年一月二十五日から同年二月二十五日まで

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十年一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

- 告示
- 流出水対策地区の指定(四四・八郎湖環境対策室)……………1
 - 大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(四五・商業貿易室)……………1

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)……………1

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出(一)……………1
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(二)……………2
- 政治団体の解散の届出(三)……………3
- 政治団体の収支に関する報告書(四)……………7
- 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(五)……………8
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(六)……………9
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(七)……………9

告 示

秋田県告示第四十四号

一 政党

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党秋田県秋田市第十支部	工藤 嘉範	金子 幹一	秋田市山内字田中百四十三一	平成十九年十二月二十七日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日

選挙管理委員会告示

秋選管告示第一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項の規定により、平成十九年十二月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年一月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

秋選管告示第二号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成十九年十二月一日から同月三十一日までの間に次

の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成二十年一月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 政党

政治団体の名称			異動事項			届出年月日
主たる事務所の所在地	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	代表者	会計責任者	
公明党秋田第二総支部	齋藤 則幸	齋藤 則幸	大館市片山町二―一―二	大館市片山町二―一―二	齋藤 則幸	平成十九年十二月十日
自由民主党秋田県第一選挙区支部	館岡 幸雄	齋藤 則幸	秋田市山王四丁目六―五	秋田市山王四丁目五―二十七	齋藤 則幸	平成十九年十二月十一日
自由民主党大館支部	仲澤 誠也	仲澤 誠也	大館市字桂城八―十八 河田ビル二F	大館市字長倉百二十番地	虻川 久崇	平成十九年十二月十一日

二 その他の政治団体

政治団体の名称			異動事項			届出年月日
主たる事務所の所在地	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	代表者	会計責任者	
二田孝治後援会連合会	秋田市山王四丁目六―五	秋田市山王四丁目六―五	秋田市山王四丁目六―五	秋田市山王四丁目六―五	秋田市山王四丁目五―二十七	平成十九年十二月十日
秋田県林業政治連盟	佐藤 重芳	阿部 勝行	秋田市旭南三丁目七―十二	秋田市旭南三丁目七―十二	阿部 勝行	平成十九年十二月十二日
税理士による金田勝年後援会	木村慶一	木村慶一	秋田市旭南三丁目七―十二 木村慶一税理士事務所	秋田市高陽幸町八―四	福士博夫	平成十九年十二月二十六日

四伸会	伊藤 祐悦	湯沢市前森三―九―四十二	平成十九年十二月二十八日
つちの会	河内 幸治	秋田市保戸野原の町八番二十八号	平成十九年十二月二十七日

田口さとしを励ます会	代表者	小松俊彦	工藤任国	平成十九年十二月二十八日
加藤広征	代表者	工藤任国	工藤任国	平成十九年十二月二十八日

秋選管告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十九年十二月一日から同月三十一日まで

の間に次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成二十年一月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 政党

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
自由民主党秋田県仙北市第一支部	安杖正義	平成十九年十二月二十二日	平成十九年十二月二十八日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
旭川地区二田孝治後援会	工藤嘉左衛門	平成十九年十二月一日	平成十九年十二月十日
新屋勝平地区二田孝治後援会	佐々木道藏	"	"
新屋地区二田孝治後援会	藤澤浩	"	"
飯島地区二田孝治後援会	保坂栄吉	"	"
飯田川町二田孝治後援会	平野三好	"	"
井川町二田孝治後援会	安田実	"	"
泉中央地区二田孝治後援会	小野晋作	"	"
五里合地区二田孝治後援会	伊藤東祐	"	"
岩見三内地区すずらん会	石塚ヒナ	"	"
岩見三内地区二田孝治後援会	藤原貢	"	"
牛島地区二田孝治後援会	伊藤良太郎	"	"

御所野地区二田孝治後援会	湖東政経研究会	孝和会	孝励会	高陽地区二田孝治後援会	孝翔会	港栄会	栗原会二田孝治後援会	旭北地区二田孝治後援会	旭南地区二田孝治後援会	北浦地区二田孝治後援会	川尻地区二田孝治後援会	上新城地区二田孝治後援会	上北手地区二田孝治後援会	金足地区二田孝治後援会	御野場地区二田孝治後援会	男鹿中地区二田孝治後援会	男鹿市二田孝治後援会連合会	大住地区二田孝治後援会	大潟村二田孝治後援会	
山口健治	門間国美	高橋一安	斉藤孝也	小西達四郎	藤田秋一	小玉悦夫	太田是徳	吉川周次郎	相場萬蔵	古仲正勝	伊藤信夫	渡辺正雄	佐藤善孝	佐藤正興	戸島金太郎	大森勝美	菅原清春	佐川登	佐々木悦雄	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	平成十九年十二月一日
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	平成十九年十二月十日

豊岩地区二田孝治後援会	戸島地区二田孝治後援会	戸賀地区二田孝治後援会	天王町二田孝治後援会	寺内地区二田孝治後援会	手形地区二田孝治後援会	椿地区連合二田孝治後援会	土崎地区二田孝治後援会	築山地区二田孝治後援会	太平地区二田孝治後援会	外旭川地区二田孝治後援会	J A男鹿市二田孝治後援会	昭和町二田孝治後援会	將軍野地区二田孝治後援会	下浜地区二田孝治後援会	下新城地区二田孝治後援会	下北手地区二田孝治後援会	市高32期会	山東地区二田孝治後援会	五城目町二田孝治後援会
嵯峨重美	藤田茂	佐藤昭太郎	佐々木幸藏	土田正一	島山圓吉	鈴木正市	佐渡谷栄悦	片野十三	鈴木嘉重	関谷順悦	佐藤巖雄	佐々木嘉太郎	須藤善一	富野市四郎	佐藤多十郎	嵯峨真悦郎	高野宏	三浦金次郎	柳原清八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	平成十九年十二月一日
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	平成十九年十二月十日

四ツ小屋地区二田孝治後援会	横森地区二田孝治後援会	八橋地区二田孝治後援会	柳田地区二田孝治後援会	緑と二田孝治を育てる会	増川地区二田孝治後援会	保戸野地区二田孝治後援会	船越地区二田孝治後援会	船川地区二田孝治後援会	船川第二地区二田孝治後援会	ぶどうの会	二田孝治を励ますスポーツ愛好者の会	二田孝治東成倶楽部	広面東地区二田孝治後援会	犇会	茨島地区二田孝治後援会	浜田地区二田孝治後援会	八郎潟町二田孝治後援会	仁井田地区二田孝治後援会	楢山地区二田孝治後援会	
鈴木佐一	麻生英夫	佐藤信和	佐々木久四郎	加賀谷力司	成田泰治	佐藤 夙	城野金太郎	佐藤昭平	鈴木与作	二田萬里子	藤原義三	永井 晃	石井良三	本間金勝	福岡政弘	相原美亮	菊地勝仕	高橋市雄	小場与志雄	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	平成十九年十二月一日
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	平成十九年十二月十日

若美町二田孝治後援会	小野 惣一郎	平成十九年十二月一日	平成十九年十二月十日
脇本中央地区二田孝治後援会	吉 田 進	"	"
脇本本郷地区二田孝治後援会	橋 本 啓 吉	"	"
和田地区二田孝治後援会	進 藤 芳 明	"	"
つちの会	河 内 幸 治	平成十六年十二月三十一日	平成十九年十二月二十六日
佐藤いづろう後援会	米 沢 弘 毅	平成十九年十二月二十五日	平成十九年十二月二十七日
安杖正義後援会	安 杖 正 義	平成十九年十二月二十二日	平成十九年十二月二十八日

秋田県告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成二十年一月二十五日

秋田県選挙管理委員会 田 中 世 一

Ⅰ 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

Ⅱ 報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

(1) 政党

政治団体の名称 自由民主党秋田県仙北市第一支部
(平成19年分)

報告年月日 平成19年12月28日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(ロ) 支出総額

(2) その他の政治団体

政治団体の名称 安杖正義後援会（平成19年分）
報告年月日 平成19年12月28日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額

609,757円

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

2 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日
旭川地区二田孝治後援会 (平成19年分)	平成19年12月1日
新屋勝平地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
新屋地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
飯島地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
飯田川町二田孝治後援会 (平成19年分)	"
井川町二田孝治後援会 (平成19年分)	"
泉中央地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
五里合地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"

609,757円

0円

0円

岩見三内地区すざらん会 (平成19年分)	平成19年12月1日
岩見三内地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
牛島地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
大潟村二田孝治後援会 (平成19年分)	"
大住地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
男鹿市二田孝治後援会連合会 (平成19年分)	"
男鹿中地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
御野場地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
金足地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
上北手地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
上新城地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
川尻地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"

北浦地区二田孝治後援会 (平成19年分)	平成19年12月1日
旭南地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
旭北地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
栗原会二田孝治後援会 (平成19年分)	"
港栄会 (平成19年分)	"
李翔会 (平成19年分)	"
高陽地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
李励会 (平成19年分)	"
李和会 (平成19年分)	"
湖東政経研究会 (平成19年分)	"
御所野地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
五城目町二田孝治後援会 (平成19年分)	"
山東地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
市高32期会 (平成19年分)	"
下北手地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
下新城地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
下浜地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
将軍野地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
昭和町二田孝治後援会 (平成19年分)	"
J1男勝市二田孝治後援会 (平成19年分)	"

外旭川地区二田孝治後援会 (平成19年分)	平成19年12月1日
太平地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
築山地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
土崎地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
椿地区連合二田孝治後援会 (平成19年分)	"
手形地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
寺内地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
天王町二田孝治後援会 (平成19年分)	"
戸賀地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
戸島地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
豊岩地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
楯山地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
仁井田地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
八郎瀧町二田孝治後援会 (平成19年分)	"
浜田地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
茨島地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
韓会 (平成19年分)	"
広面東地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
二田孝治東成倶楽部 (平成19年分)	"
二田孝治を励ます又ボーイ愛 好者の会 (平成19年分)	"

ぶどうの会 (平成19年分)	平成19年12月1日
船川第二地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
船川地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
船越地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
保戸野地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
増川地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
緑と二田孝治を育てる会 (平成19年分)	"
柳田地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
八橋地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
横森地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
四ツ小屋地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
若美町二田孝治後援会 (平成19年分)	"
勝本中央地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
勝本本郷地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
和田地区二田孝治後援会 (平成19年分)	"
つちの会 (平成15、16年分)	平成16年12月31日
佐藤いづろう後援会 (平成18、19年分)	平成19年12月25日

秋 田 県 公 報

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年一月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

安杖 正義	資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	安杖正義後援会	取り消した資金管理団体	代表者氏名	届出年月日
			名	主たる事務所の所在地		
			称	仙北市角館町西長野中泊二百八十五―一	安杖 正義	平成十九年十二月二十八日

秋選管告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十年一月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

五十分の一の数 一八、九四五
 三分の一の数（選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二四、五四〇

秋選管告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十年一月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

選挙区別

- 秋田市 八九、九〇五
- 能代市山本郡 二七、二六九
- 横手市 二八、七一九
- 大館市 二二、九六二
- 男鹿市 一〇、〇三七

- 湯沢市雄勝郡 二一、二一四
- 鹿角市鹿角郡 一二、一〇七
- 由利本荘市 二四、五七八
- 潟上市 九、七七〇
- 大仙市仙北郡 三二、五六七
- 北秋田市北秋田郡 一二、〇三六
- にかほ市 七、九〇六
- 仙北市 八、八九六
- 南秋田郡 七、七八二

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 018766 FAX 018766
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄